

市第11号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 6 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 今川公園の項の次に次のように加える。

南本宿第三公園	分区園
---------	-----

別表第 2 の 2 中

「

鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）

」を

「

鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）
南本宿第三公園

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく南本宿第三公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前にお

いても行うことができる。

提 案 理 由

南本宿第三公園について、公園の有料施設を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表第 1（第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
（省 略）	
今川公園	庭球場 野球場
<u>南本宿第三公園</u>	<u>分区園</u>
（省 略）	

別表第 2 の 2（第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項）

名 称	位 置
（省 略）	
（省 略）	横浜市旭区
鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）	
<u>南本宿第三公園</u>	
（省 略）	